

会計不信と確定決算基準主義

浦野晴夫

- § 1 アメリカの会計不信と会計改革法
- § 2 粉飾決算と期間損益計算の破綻
- § 3 特別目的会社と時価会計
- § 4 減損会計の限界
- § 5 電力の価格と発電設備の収益性
- § 6 有価証券税制と企業会計
- § 7 資本概念の変化と企業の再編
- § 8 確定決算基準主義の現代的意義
 - (a) 実現主義の破綻と経済構造の不安定化
 - (b) 確定決算基準主義の意義

キーワード：アメリカの会計改革法、ウエイスト・マネジメント社、エンロン社、会計不信、確定決算基準主義、期間損益計算、企業再生ファンド、減損会計、サンビーム社、固定資産の収益性、資産対応証券、資産の流動化、実現主義、ストック・オプション、時価会計、ダーク・ファイバー、デリバティブ、特別目的会社、プロードバンド事業、粉飾決算、有価証券税制、ワールドコム社、割引現在価値、ABS、LBO、MBO、MIPS、mark to market、Sarbanes-Oxley Act、SPC、SPE

§ 1 アメリカの会計不信と会計改革法

クリントン政権下の証券取引委員会（SEC）委員長 Arthur Levit は、監査法人が監査対象企業に対するコンサルティング業務を禁じる案を提示したが、会計業界等からの強い反対で陽の目を見なかった。しかし、エンロン等の粉飾決算を契機に生じた会計不信から2002年7月30日、監査法人が同時にコンサルティング業務を行うことを禁じるいわゆる会計改革法（Sarbanes-Oxley Act, 以下「改革法」と略。）が成立したが、この改革法第201条(a)項は、1934年証券取引法第10A条にg項を追加し、「(次項=h項に規定されるものを除いて) 監査法人が顧客（企業）に対して監査と同時に非監査サービス（non-audit service : コンサルティング）」を行うことを違法と規定、非監査

サービスとして顧客の帳簿記録や財務諸表作成に関するサービス、財務システムの設計や資産の評価等のサービスを9項目挙げている。ところがそのh項は、g項の9項目には挙げられていない「非監査サービス」として特に「税務相談(tax services)」を挙げ、あらかじめその証券の発行者(当該企業)の監査委員会(audit committee)が認めていればコンサルティングを受けることができるとしている。ところが、監査委員会は会計処理を監視するために取締役会から選ばれるか、監査委員会がなければ取締役会がこれにあたるとされているので(改革法Sec. 2 (a) (3))、税務対策が企業には属性的に不可欠なことからすればその承認というチェック機能も弱まらざるを得ない。もっとも、その「非監査サービス」に対する報酬は監査法人が受け取る総報酬の5%以内とされたので(証取法10A条(1)(B)(i)))、監査法人はこれまでのように税務相談も含む幅広いコンサルティング業務によって巨額の利益を稼ぐことは出来なくなつたのではあるが、しかし、アメリカの場合も「税務相談」はコンサルティング業務の重要な部分と考えられる。アメリカの法人税法も、「課税所得は納税者がその帳簿記録において利益を正規に計算している会計方法に従って計算されるべきである」(内国歳入法典第446条(a)項)としており、企業の会計処理に対するコンサルティングにおいて、「税務相談」は不可欠なことと考えられるからである。とすれば、上記のような制約が設けられたとはいえ「税務相談」が可能になっているということは、改革法の意義を著しく減退させてしまうように思われる。

すなわち、アメリカの法人税でもその申告書様式(Form 1120)のスケジュールLは「税務貸借対照表」というよりは財務会計上の貸借対照表であり、多くの小規模会社の場合その税務貸借対照表は企業会計上の貸借対照表と同一であって通常は財務会計上の貸借対照表と考えられており、その企業利益がスケジュールM-1(「企業会計上の利益と課税所得の調整表」)で調整されるようになっている¹。そのため、スケジュールM-1の冒頭の純利益は会計帳簿上の純利益であり、その純利益が例えば減価償却費についてはMACRS(修正加速原価回収制度)によって借方修正(増額記入)されて税務上の減価償却費(原価回収費)となり、寄付金については限度までに貸方修正(減額記入)され、また受取配当の益金不算入や繰越欠損金控除等が行われて課税所得が算定されている(同上書、Appendix B-12)。この点で、公認会計士の白須信弘氏は、税務会計研究学会第6回大会(平成6年10月22日)において、アメリカ税法には「連邦政府に顔を背けて株主にいい顔をすることはすることは許しません」²という考え方があると説明されていたが、アメリカでも税務損益計算は建前としてはこのように会計帳簿上の損益計算(わが国流に言えば確定決算)が前提になっているのであるが、その建前が実務上急速に「希薄」になってきたことが「会計不信」を招く要因になっているとも考えられる。ちなみに、白須氏は、スケジュールM-1が基本

1 Kramer, John L., Pope, Thomas R., & Phillips, Lawrence C., Prentice Hall's Federal Taxation, 1997, p.3-40, also see, ibid., Appendices B-11.

2 白須信弘「米国における企業利益と課税所得」『税務会計研究』、第6号、税務会計研究学会、平成7年、11頁。

的には財務会計上の企業利益から出発していることを、次のような税務当局の姿勢からも述べられていた。

1981年5月14日のIRM(Internal Revenue Manual)に示されている税務調査では最低何をやるべきかについて、「調査官が……会社に行って一番最初に何を言うかといいますと、『調整表』を見せて下さい（と言います）。この『調整表』といいますのは、企業会計上の利益と課税所得の各項目につきまして、その調整をした紙……のことを言っておりまして、会計上の数字につきましては、総勘定元帳と突合をしろと……言っております。……この調整表につきましては、インカム・タックスという部門のなかに必ず入っておられます。これは当然会社の方がまず作られて、全部ではなくて、重要と思われる項目について監査人が監査をする表です。これを致しませんと、損益計算書に計上されます法人税等費用の妥当性が分かりませんし、貸借対照表に表示されます未払法人税等の数字が妥当かどうかということもわかりませんので、これは必ず監査の対象にもなるということです。スケジュールのM-1と言うのはこの調整表を纏めた表だというように考えております³。

したがって、企業が会計帳簿で過大な利益を計上すれば税法に「別段の定め」がなければその利益が課税所得に反映されるのは自然なことであろうから、「税務相談」ではこの点への対処が最も重要なのではないかと考えられる。とすれば、「改革法」が禁じた「コンサルティング業務」から税務相談を区別することは、それ自体がかなり無理なことではないかと思われる。この点で、ブッシュ政権の下でSECの委員長に就任したHarvey Pitt（彼はアンダーセンの顧問弁護士であった）が、改革法が成立する前のインタビューにおいて、「少なくとも税務相談は分離するわけにはいかない」⁴としていたことは前任者との大きな違いであった。

ちなみに、Pitt委員長は同法成立後ほどなく2002年11月5日、「今年夏以降、一連の会計不正事件が頻発した責任」を問われて辞任⁵、SEC主任会計士室長ハードマン氏も「会計改革法による監査法人の監督機関（上場企業会計監査委員会）の委員長選任に絡む不手際を理由」に辞任が報じられている⁶。

§ 2 粉飾決算と期間損益計算の破綻

1980年代に何千ものゴミ処理会社を買収して急成長したウエイスト・マネジメント社は、買収企業が少なくなり利益も上がらなくなるとダンプ・カーや金属容器の耐用年数を12年から18年に延長するなどして1億ドル以上も利益を嵩上げし、同社の幹部はストック・オプションによって

3 税務会計研究学会統一論題シンポジューム『「確定決算基準主義」の基本問題』、同上誌、108頁。

4 <http://www.pbs.org/wgbh/frontline/shows/regulation/lessons/two.html> : A Tale of Two Chairmen, June 20, 2002.

5 「SEC委員長が辞任」、日本経済新聞、2002年11月7日朝刊。

6 日本経済新聞、2002年11月10日朝刊。

数千万ドルの臨時収入を得ていたという⁷。この場合、いくら耐用年数を延長しても税法上は加速原価回収制度（ACRS）によって回収（償却）することができるので、その減価償却費は当然に修正され、税務上の減価償却費（原価回収費）は帳簿記録（確定決算）から大きくかけ離れてくる。したがって、この場合の粉飾決算は、近代会計理論が成立する起点でもあった減価償却が「確定決算基準」から大きく離反したことによっても支えられていたと言える。また米・証券取引委員会（SEC）から訴えられているサンビーム社の場合、1996年に償却費を過大に計上して赤字にし、1997年にはその分の償却費の減少や次年度の夏場に予定されていたバーベキュー・セット等の売上げの前倒しで増益を誇示、株価を12ドル50セントから53ドルに急騰させ、最高経営責任者は700万株以上のストック・オプションで2億ドル以上の利益を得ている（同上）。ストック・オプションについては、後に見るように「会計帳簿上の利益を減少させることなしに課税所得を減じている」とされるアメリカの会計実務もこれに大きく与ったのであろう（§ 8(b)参照）。また、同社の粉飾決算では、欠損金の繰越制度の活用も考えられる。アメリカでは純事業欠損金は20年間も繰越できるがその利用は多くの局面で大きな意味をもつからである。ともあれ、同社のこのような決算操作は1998年春には行き詰まり、その株は紙屑同然になっている。

また、エンロンのブロードバンド事業には、多くのネット関連会社が設置していた4,000マイル以上の光ファイバーによるネット・データを送る権利の売買もあるが、エンロンは、その送信に必要な光波の一部が送れるようになっただけのいわゆる「ダーク・ファイバー」も販売、2000年の年次報告書はこの販売を次のように記している⁸。

「エンロンは、関連会社にダーク・ファイバーの一部を3,000万ドルの現金と7,000万ドルの約束手形で売却し6,700万ドルの粗利益を計上した。」

この記述をパートノイ教授は、上院の公聴会で次のように解説している⁹。

「この関連会社とはLJM2のこと、エンロンは、これに3,300万ドルの価値しか有しないダーク・ファイバーを3倍（1億ドル）の価額で売却し現金3,000万ドルと7,000万ドルの手形を受け取り、6,700万ドルの利益（profit）を計上した。一方、LJM2は、証券を発行して投資家から現金を受け取り、その現金で手形を支払った」と。

LJM2とは、名目的には外部からも出資を仰いでエンロンが1999年10月に作った特別目的会社（SPE→企業会計では外部から3%以上の出資があれば非連結になる。）のことで、エンロンは、その発行した証券はエンロンとのデリバティブで保証されていると投資家を説得していたが（同上）、このダーク・ファイバーの未実現収益の「実現」も、連結納税制度（持株率80%以上で可。）

7 NHK衛星第1・ワールド・ドキュメンタリー、2002年9月19日放映「米・巨大企業エンロン破綻」（ボストン公共放送局2002年制作）。

8 Enron's 2000 Annual Report, p.48, footnote 16.

9 Testimony of Frank Partnoy, Prof. of Law, Univ. of San Diego School of Law, Hearings Before the U.S. Senate, Committee on Governmental Affairs, Jan. 24, 2002.

では「連結メンバー間の取引（内部取引）による損益の売手側繰延べ」（Reg.1.1502-13）¹⁰ が利用できる。したがって、アメリカの粉飾決算においては、このような税法上の「別段の定め」が利用されていると考えられるのである。

§ 3 特別目的会社と時価会計

わが国でも、「内外の特別目的会社を利用したABS（資産担保証券）による資産の流動化が進むようになったが、対象資産の中心は、クレジット・リース債券、売掛債権、銀行の優良貸出債権等の比較的リスクの少ない資産であり、バブル崩壊後の不良債権問題を解決する観点からも、不良債権、不動産といったリスクの高い資産の証券化を可能とする法的枠組みが必要とされていた」¹¹。ABS（Asset Backed Securities）とは、資産を所有者から切り離してSPCに譲渡した上で、SPCが譲り受けた資産を裏付けに発行する証券のことで、従来の社債やCPが企業全体の信用で発行する企業金融型証券であるのに対し、ABSは、発行体が保有する特定の資産の価値に対して発行する資産金融型証券である。そこで、平成10年、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（特定目的会社は特別目的会社と同じ。わが国ではこれをSPCと言うことが多いので本節{§ 3}に限って“SPC”と略）が制定され（SPCは最低資本金300万円、取締役1人以上）、平成12年には法律名は「資産の流動化に関する法律」（いわゆる「SPC法等改正法」→最終改正平成13年）と改称され最低資本金を10万円に緩和してリスクの高い資産の流動化が促され、不良債権や不動産等の価格変動をキャピタル・ゲインに反映するエクイティ型の証券化商品（=エクイティ証券）の発行が可能になり、商法上の会社とは異なる導管的な法人として利用されるようになった。そこで、例えば「関西地区を中心に全国で37カ所のボーリング場を経営するラウンドワンの場合、4分の1程度のボーリング場を特定目的会社（SPC）に売却し、そのSPCがそのボーリング場をラウンドワンに貸してその賃借料を投資家に配分、ラウンドワンはそのボーリング場の売却代金百数十億円で有利子負債214億円を返済する計画」を進めている¹²。ちなみに、「野村証券は今春（2001年春）から電力会社に対し発電所をバランス・シートから切り離すことを持ちかけ「ある電力会社は大型発電所の証券化に着手……、電力会社の心臓部とも言える発電所が資産でなくなる日も近い」という（同上）。ラウンドワンの場合、2002年9月中間期の売上高営業利益率は前年より188.5%増と拡大、その「所有している店舗を一旦SPCへ売却し、そのままリースバックするが、そのスキームの実行による諸経費を除いた純手取額は88億円、損益計算書に5億円の固定資産売却益」を予定、同社のSPCの利用はかなり成功しているようである。ちなみに

10 井上久弥『企業集団税制の研究』、中央経済社、平成8年、66頁。

11 武田昌輔編著『DHC・コンメンタール法人税法』、5469の5頁以降。

12 「資産は重荷」、日本経済新聞、2001年9月2日朝刊。

に、同社は、SPCの活用だけではなく、「店舗を賃借する際、家主に差し入れた建設協力金のうち、今後10年間に返還される額が約35億円あるので、これらの返還金を証券化し有利子負債の返済や新店への設備投資に充てる予定」としている¹³。同社の場合、若者層を顧客とするボーリングやアミューズメント、カラオケ等のサービス産業という特殊性も考えられる点で、同社のような固定資産の流動化が、そのまま製造業の機械設備等においても可能になるとは考えにくい。それ(機械設備等)を使って生産する製品がまだ販売もされていないのにその販売益(未実現利益)まで「実現」させることにもなるからである。このような場合、SPCが発行する資産対応証券の発行価額は通常、原保有者の取得原価以上になるよう(ラウンドワンは「売却益」を計上している)、SPCが原保有者から受け取る毎期のキャッシュ・フローはその償却費以上でないと資産対応証券の購入(投資)に利益はないから、投資家はその利益(原保有者が生産する製品の未実現利益)も予定することになるであろうからである。

したがって、わが国の現下のような状況では中小企業等が協力し合いその纏まった債権等を担保とする証券の発行というような形であれば、彼らの倒産を食い止めることでこんにちの不況の進行を阻止する手法となるようにも思われるが、単独でABSを発行するような場合、そのリスクが、株主の外にさらに投資家に転嫁されるだけのことにもなってくる。そしてまた、その投資家にもし公的年金(厚生年金等)基金も加わるようになると、景気が低迷している昨今、そのキャピタル・ロスで庶民の老後資金が目減りし有効需要のさらなる低下も懸念されてくる。ちなみに、「流動化」される資産は、当初は指名金銭債権や不動産等の一定の資産であったが平成12年の改正でその範囲は財産権一般に拡大されたから、SPCは、「企業金融型証券であるデット型と収益がなければ配当を行わないエクイティ型のASBを同時に発行し、デット型証券では安全性を向上させる一方、エクイティ証券では期待収益性を向上させることも可能」¹⁴となりその急拡大が注目されている。

この点で、税法(平成14年改正後の租税特別措置法67条の14「特定目的会社に係る租税の特例」)がSPCの投資家に対する配当金を「損金」に算入するとしたのは、利益処分を費用(=損金)とした点で、利益処分を費用から区別してきた従来の会計理論からの乖離も問題になってくる。ちなみに、「流動化」される資産が「債権」であればその「流動化」は、まず①「債権のSPCへの譲渡」(原債権者(オリジネーター)による資産の譲渡)、②SPCは証券を発行して投資家に売却、③投資家は代金をSPCに払い、④SPCはその売却代によって原債権者に譲渡代金を支払う。その結果、⑤債権は現金化され、⑥SPCが購入したその債権から得られるキャッシュ・フローによって投資家に元利、配当等を支払うということになるが、「流動化」される資産は「財産権一般」に範囲が拡大されているから、「棚卸資産」も可能になってくる。そこで、これを先のエンロンの

13 (株) ラウンドワン、「現況と今後の展望」、2002年11月6日作成。

14 前掲『コンメンタール法人税法』。

特別目的会社（SPE）に対するダーク・ファイバーの譲渡に当て嵌めてみると、まず①「債権のSPEへの譲渡」〔原債権者（オリジネーター）による資産の譲渡〕が擬制され、②SPEは証券を発行して投資家に売却、③投資家は代金をSPEに支払い、④SPEはその売却代によって原債権者に譲渡代金を支払う。その結果、⑤資産（ダーク・ファイバー）は現金化され、⑥SPEが購入した資産（ダーク・ファイバー）から得られるキャッシュ・フローで投資家に元利、配当等を支払うという「資産の流動化」が考えられ、実際には未販売の資産（ダーク・ファイバー→未実現収益）の現金化がなされるということになり、「棚卸資産」（というよりも「収益」）の時価評価が行われることにもなってくるように思われる。

ところで、わが国の財務諸表規則は、「特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され……その事業の目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社（「出資者等」という。）から独立しているものと認め、……出資者等の子会社に該当しない者と推定する」（第8条7項）としている。そこで、仮にこのような日本基準でエンロンのダーク・ファイバーのSPEへの譲渡を考えてみるとその譲渡価額が「適正」ではなかった点で連結すべき「子会社」であったことにはなるが、しかし、ダークファイバーが「時価」（正常の販売価格）で譲渡されていたとすれば連結しないでよいSPEになるのか、という問題も生じてくる。この点で、租税特別措置法は、投資家への配当を「損金」に算入できる条件として、当該資産からのキャッシュ・フローのうち90%以上が分配（「配当」）されていることを要求しているので（67条の14①二号・ホ）、当初の譲渡価額を高くすることでこの条件をクリアーすることも考えられ、「棚卸資産」（ダーク・ファイバー）を「実現」したことにしてすることにもなってくる。けだし、棚卸資産（販売を目的とする資産をいう。）の場合、「市場価格（時価）」で譲渡したとすればこれを「適正な価格」ではないとは言えず、それを購入したSPCがその資産の収益性（キャッシュ・フロー）なるものを誇大に宣伝して資産対応証券（優先出資証券、特定社債券、特定約束手形）を発行しその証券の売却代金で資産の原保有者に支払えば、原保有者は、SPCへの譲渡だけで棚卸資産を「実現」したことにできるからである。しかし、この場合、SPEが投資家に「分配」するはずの、ダーク・ファイバーから得られる「キャッシュ・フロー（売上収益）」なるものはじつは、依然として「未実現」である。そこで、これは、未だ売れていない光ファイバーからのキャッシュ・フローを株式や社債のような金融商品から得られるであろう配当金や利息と同じように「擬制」しただけという意味で、いわば万物の「金融商品」化の原型とも考えられる。この点で、テレビ「NHKスペシャル」が報じたエンロンのプロードバンド事業を担当していた従業員の次のような談話は、あらゆるモノが「金融商品」化されてきている昨今、未実現利益を「実現」したことにできる経済構造の根幹を突いているように思われる。ちなみに光ファイバー・ケーブルには通常、何十・何百もの回線が1本に纏まっているが、

その従業員は次のように述べていたと言う¹⁵。

「シアトルとヒューストンの間に100回線あるとしてそのうち1回線が1,000ドルで売れただけだけの時に、残る99回線も売れたことにし99,000ドルの売上げも計上していました。当時、ブロードバンドは新しい市場のため適正価格などはなかったですから、思い通りの価格が設定できました」と^(注)。

(注) 取材されたNHKの担当者は、この会計処理を‘mark to market’として説明を受け、このような会計処理（時価評価）は「架空売上げ」ではなく「違法ではありません」としておられた。そして、「エンロン以後、もはや誰もmark to marketを信じておらず、デリバティブの計上の仕方については大きな議論があるというのがアメリカの現状のようです。少なくともアナリストの方々は、“いま、決算でmark to marketを使って出てきた数字は信用しない”と言っていました。」と教えて下さった。

こうしてエンロンは、未だ売れていない回線を卖れた回線の価額（時価）で評価して「売上収益」としていたのであるが、これこそはエンロンがそのSPEへの譲渡で試みていたことでもあった。エンロンは、このようにSPEを活用し、ダーク・ファイバーの収益も「時価評価」していたのである。

ところで、SPEを利用する「資産の流動化」では、「(SPEが発行する資産対応証券の) 売却価額と（原債権者によるその資産のSPEへの）譲渡価額との差額を損益として計上できるのか、という点について判断するための基準が問題」とされている¹⁶。この点で、SPEが未販売の光ファイバー回線を僅かに売却ただけの回線の販売価額で譲渡したような場合に、その棚卸資産から生じる収益（ダーク・ファイバーが加入者に本当に販売された時の収益）を資産対応証券の所有者が享受できるようにしておいたとすれば、わが国の連結財務諸表では、資産の原保有者はそのSPEを「子会社または関連会社」とはしないでよいようである（日本公認会計士協会監査委員会報告第60号・4(2)、平成10年12月8日）。こうして、わが国でも、棚卸資産の未実現利益のリスクが、資産対応証券（CP、社債、信託受益権証書、出資証券等）を介して投資家に転嫁できることになってきたように思われるのである。

すなわち、わが国における「資産の流動化」では、「不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべて（リスク負担割合がその不動産を譲渡する時の時価の5%の範囲内）が、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転している場合、……譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理が認められ」、売却取引となるとそのSPEは連結の対象から外すことができるからである¹⁷。それを地で行ったのが

15 NHKスペシャル「エンロンの破綻——アメリカがおかしくなっている——」、2002年6月22日放映。拙稿「新会計基準と期間損益計算」『中京経営研究』、第12巻第1号（2002年9月）、7頁参照。

16 小宮山賢「JAA会計プログレス」No.3、日本会計研究学会、2002年、33頁。

17 日本公認会計士協会会計制度委員会「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の流動化に関する実務指針についてのQ&A」、平成13年5月25日。

エンロンであるが、その粉飾でヨリ本質的な問題は、じつに多くの物（「万物」と言っても良いかもしれない。）が「証券」化され金融商品として扱われ、棚卸資産（収益）の時価評価にまで進んでしまったことではないかと考えられる。こうして、今やあらゆる物（万物）が「現金同等物」に近づき、「投機」の対象となってきたているように思われるのである。

しかし、有価証券を現金同等物とみなすことは、わが国の場合、売買目的に保有される株式であっても上場株のかなりの部分が法人保有の株式であるため、その「時価」なるものが相当に嵩上げされ不安定になっていることも考えておかなければならぬ。1997年に倒産した拓銀抵当証券（本社札幌）がバブル崩壊で業績が悪化し母体行（北海道拓殖銀行）の破綻で融資の道が閉ざされ、同社から抵当証券を購入した一般投資家（債権総額692億円）が窮地に立に陥ったような事態もその不安定さを物語っているからで、その不安定さは、事業用の固定資産までも「金融商品」化することでさらに強まってきている¹⁸。

ところで、あらゆる物を株式のように取引することでその「時価評価」を迫る現代会計理論は、アメリカの財務会計基準審議会（FASB）の『概念フレームワーク』の動向に集約されるようである。そこでは、「会計は目的適合性に本質的な主觀性と検証可能性に本質的な客觀性との妥協または『トレードオフ』を常に必要とするという見地」から「財務諸表の構成要素全般にわたる時価の適用」を主張していたArthur Andersen & Co.の「資産負債中心観（時価主義）」による全面時価会計への移行」という第5局面（1996年～現在）を迎える、金融商品を中心に、包括利益や合併会計そして減損会計と、現在価値・公正価値会計が全面的に展開しているからである¹⁹。しかし、そのような展開を促してもいる投機は、株価や「金融商品」化した不動産の価額を暴騰させるから、それらを取得している場合のその帳簿価額からはその虚妄性の払拭が必要になり、そのためには「減損」処理（つまり「減損会計」）が必然化していく。したがって、「減損会計」とはほんらいはこのような「虚妄性の払拭」と考えられるのであるが、しかし、事業の用に供されている固定資産までも割引現在価値で評価してその「減損」を計上する「減損会計」には、その「虚妄性の払拭」だけではなく、新たな「粉飾決算」を準備する性格もあるように思われる。

§ 4 減損会計の限界

新会計基準の総括ともされている減損会計では「損失を先送りしない」という理念がもっぱら先行し、昨今の減損処理では次期以降の株高を狙って「高く飛ぶには低くかがめ」と、将来の工場閉鎖費用などまで一挙に損失に計上するビッグバス方式（「大きな風呂で垢を洗い落とす」方式）が普及するようになってきている²⁰。例えば「日産自動車がゴーン改革で2001年3月期に劇的回復

18 拙著『株式会社の再編』、森山書店、2002年3月、203頁参照。

19 津守常弘『会計基準形成の論理』、森山書店、2002年、264～266頁。

20 「ザ・ディスクロージャー、会計ビッグバンの衝撃（中）」、日本経済新聞、2002年6月22日朝刊。

を遂げたのはその前の期に年金債務負担に加え将来の工場閉鎖費用などまでも取り込んで大赤字にし翌期の費用負担を軽減した結果というのは周知の事実」とされ、また「三菱地所も土地や建物の損失一掃を進めた結果、今期の連結営業利益は85億円増大した」と言う（同上）。そこで、このような実務も「一般に認められた会計処理の基準」になってくると「別段の定めがなければそれに従う」（法22④）とする税法規定は大きく変わると考えられ、税法上の減価償却制度も、アメリカのウェイスト・マネジメント社に見られたような粉飾決算（前述・§2）も導いている加速原価回収制度（ACRS）のように改正することが求められるのかもしれない。

ところで、アメリカでは、「リストラ等の一時費用を除いた実質利益（pro forma earnings）で決算を良く見せ、創造的会計の名で会計基準ぎりぎりで数字を作る方法が開発され」、一定のコストを除いて営業利益（operating earnings）や中核利益（core earnings）、或いは利子、税金、減価償却費、アモーティゼーションの一部または全部を除いた利益（全部を除けば EBITDA）の方が企業の利益を適切に示すとされ²¹、投資家にとってはその方が「目的適合性」を有するとされるようである。また、米・二位の長距離通信会社・ワールドコムの粉飾決算は「費用として計上すべき電話回線の使用料（ラインコスト）を設備投資として処理して利益を水増しした」²² という単純なものであったが、これもACRSによって税法上は早期に回収できたためであろう。ところが、その粉飾については、これまで会計理論が追求してきた適正な期間損益計算を求めるという視点からの反省よりは、「費用として計上した方が適切であったかもしれないコストを資産化する点で限界を超えただけのこと」で、このような実務は多くの会計判断に固有な主観性と財務報告で共通している必要な職業的判断の実例に過ぎない²³ といった同情論が多いことも注目される。ちなみに、ワールドコムがその粉飾に用いた経営指標もEBITDA（利払い前、税引き前、償却前利益）であったが、この指標は負債や設備をいくら抱えても数字は殆ど変わらず、「通信バブル崩壊に焦った同社はこの指標を全面に出し投資家の目を実態から巧妙に遠ざけた」（前掲・会計ビッグバンの衝撃（中））。このような減損がサンビーム社の場合、1997年の高い利益を用意した点で、継続企業を前提にした「期間損益計算」は大きく崩れてきているように思われる。

すなわち、最近は、事業用の固定資産についてまでも「収益性」なるものを想定し、その「収益」をその将来キャッシュ・インフローの現在価値で評価するようになってきている。しかし、賃貸不動産でもあれば賃貸料というキャッシュフローは生まれるが、機械設備等は原材料や労働力と結合して製品を生みそれを販売してこそキャッシュフローは得られるのであり、固定資産それ自体がキャッシュフローを生むというようなものではない。その意味で、固定資産の「収益性」

21 Byrnes, Henette & Henry, David, Confused About Earnings ?, Business Week, Nov.26, 2001, PP.50~51.

22 「瀬戸際の米ワールドコム」、日本経済新聞、2002年6月27日朝刊。みずほ総合研究所『エンロンワールドコムショック』、東洋経済新報社、2002年、35頁。

23 Testimony of William W. Holder, Professor of Accounting Director, University of Southern California, Before the Subcomm. on Capital Market, Insurance, and Government-Sponsored Enterprises, Comm. on Financial Services, May 1, 2002.

なる概念の生成には特別目的会社を介した固定資産それ自体の「証券」化も大きな契機であったと考えられるが、それは事業収益の「予想」でしかない。そこで、固定資産の収益性と言われるもの的内容を電力事業における発電設備の例で考えておこうと思う。

§ 5 電力の価格と発電設備の収益性

昨今、わが国でも電力の自由化が急速に進められてきているようであるが、その自由化で発送電が完全に分離されると、送電会社は「発電サイドの需要を正確に把握して十分な送電網を作るより、送電網を不足気味にして託送料を引き上げる方が有利との判断に傾きかねないし、送電容量の不足が露見するのは不足になった後であって送電線の建設にはタイムラグがあり、その間の送電容量の不足は必ず電力料金の引き上げを招く」²⁴。また、電力が完全な市況商品になると発電の設備投資が将来の収益予想に依存するので「今投資するかそれとも延期するかなどの選択肢が発生」し、「設備投資不足から早晚供給不足となり価格の引き上げを招く」²⁵。ちなみに、電力は瞬時に消費され、一瞬前に消費された量は通常（特に生命維持等に必要な場合等）次の瞬にも変えられないから電力不足時には「価格がいくら高くても需用者は購入」するので、「緊急時に法外な治療費を請求する悪徳医師のような値上げの可能性」も考えられる²⁶。米・カリフォルニア州の場合、競争メカニズムを導入、周波数を一定の目標管理幅にコントロールする系統運用については電力管理委員会（ISO）に任せ、それまで地域独占だった電力会社3社から発電部門を分離して配電（小売りする販売事業者）に特化させ、彼らには電力卸売取引所（PX）から電力を買うように義務づけた。しかし、2000年5月以降、PXの卸売価格は突発的に上昇、電力小売価格が凍結されていた従来の販売事業者2社はこの上昇を価格に転嫁できず破綻、1999年に凍結が解除されていたサン・ジュエゴ地域では小売価格が急騰、同州知事は「同州の電力自由化は失敗であった」と述べているが、同州の発電設備は55%が30年以上経過しているのに、その老朽設備が高い「キャッシュ・フローを生む」ということになったのである²⁷。

ちなみに、電力をまったく市場に一任してしまうと需給逼迫時には予約されているもの（相対取引や先物取引）以外では価格の急騰を招くのであるが、米連邦エネルギー規制委員会が「(2002年8月) 13日公表した予備調査報告によると、カリフォルニア州の電力危機の時にエンロンなど米大手電力3社は電力価格を不当に操作した疑いが濃厚という²⁸。今日の発電事情で電力を完全に自由化するとこのような価格操作の可能性も残り（そこでは所得水準の低い人から順にスイッチ

24 南部鶴彦「電力自由化の視点・(4) 送電部門の確保、日本経済新聞、2002年8月20日朝刊。

25 同上、「同・(7) 不確実性の影響」、同紙、同年同月23日朝刊。

26 同上、「同・(5) 米加州の経験」、同紙、同年同月21日朝刊。

27 東京電力『TEPCOレポート特別号カリフォルニア州の電力危機』、2001年。

28 「エンロンなど米電力3社・価格つけ上げ疑い濃厚」、日本経済新聞、2002年8月15日朝刊。

を切る社会的公正さからの問題も出てくる）、固定資産についてまでも収益性を考える視点は、そのような可能性を強めるように思われる。

§ 6 有価証券税制と企業会計

わが国の法人税法は、売買目的有価証券の評価差額を一般的に時価評価するとしている（法61の3①・一。但し、洗替え方式・法令119の15）。一方、米・内国歳入法典は、棚卸資産に対して一般的に「最善の会計処理への一致」（Sec.471(a)）を規定した後でディーラー保有の棚卸資産である有価証券には時価評価を強制してはいるが（Sec.475(a)）、わが国のような規定は見当たらない。これはアメリカではわが国の事業法人のように他の事業法人の株式を持ち合うことやバブル期に行ったような株式売買を通常は行わないためでもあろうが、万物の「金融商品」化が進む今日、米・税法がもし金融商品の時価評価を強制しておいたとすればエンロンのような粉飾は抑制できたかもしれない。

もっともわが国の法人税法も、持ち合い株を含む売買目的外有価証券に対しては原価法を適用している（法61の3①・二）。そこでこの点では、昨今のように株価が急落している状況では「虚妄性の払拭」は出来ず、粉飾に手を貸す結果になってくる。株式の持ち合いは、それ自体が「資本の水増し」でしかないからである。単純な例で説明しておこう。

いま、資本金100万円、資産は現金だけ100万円のA社と同じく資本金100万円で現金だけ100万円保有するB社を考え、A社が倍額増資をB社に引き受けて貰い、B社も倍額増資をA社に引き受けて貰えばそれぞれが資本金は200万円になるが、その資産構成は、A社はB社株100万円と現金100万円、B社もA社株100万円と現金100万円となるだけのこと、それぞれの相手株が売却できないような状況の下では資本金の「粉飾」以外の何物でもない。わが国の場合²⁹、株式の持ち合いは解消されてきているとはいえ、それでも上場企業の株式に対する「投資部門別株式保有状況調査」によれば、平成14年3月末でなお事業法人の所有21.8%、長銀・都銀・地銀の所有8.7%で合計30.5%もあり、個人所有19.7%を大きく上回っている（金融機関全体では39.4%を所有）。そこでその解消が図られてきてはいるが、しかし、持ち合い株の売却は容易には進まないようで、大手銀行の2002年度上期（4～9月）の売却額は「各行の年間計画の38%に止まった」という³⁰。それどころか、銀行等が自己資本比率の引き上げを狙って、「大手銀行と生命保険会社が資本増強に協力し合い2001年度に大手生命保険会社は3,000～4,000億円の資本を銀行から、大手銀行は2,300億円程度の資本を生保から、それぞれ調達している」³¹とも言われている。つまり、「大手銀は生命保険会社の基金（負債ではあるが株式会社の資本金に相当。）に1兆円近く融資し、生保も増資を引

29 全国証券取引所「平成13年度株式分布状況調査の調査結果について」、平成14年6月20日。

30 「持ち合い株・売却遅れ」、日本経済新聞、2002年11月2日朝刊。

31 「銀行・生保『持ち合い』拡大」、日本経済新聞、2002年4月11日朝刊。

き受けている」³² のであって、持ち合いは逆に進んでさえもいる。現に、わが国の鉄鋼大手3社（新日鐵、住友金属、神戸製鋼）は、「新日鐵一住金が50億円ずつ、新日鐵一神戸製鋼と、住金一神戸製鋼が30億円ずつ株式を持ち合う」³³ という形で資本提携を行うとされている。

ところで、わが国の金融商品会計基準はこれを「その他有価証券」と呼び、その評価差額を洗い替え方式で①全額の資本直入か②評価損だけ当期の損失とするかの選択としているから、今日のように株価が急落している局面では当期の損失から除くことができる。一方、米国基準では、この「その他有価証券」に当たる売買可能有価証券（Available-for-Sale Securities → 但しアメリカではこれは構造的に少ない。）については、「時価評価はされるがその評価差額は包括利益を通じて資本の部に計上」するとしている³⁴。そこで、その評価損は損益計算には反映しないが資本の部には直入されることになっている点では持ち合い株を原価法で評価するわが国よりも粉飾決算には中立的と言えるかもしれない、現在の政府の「金融再生プログラム」の趣旨からも切り離し低価法が妥当するように思われる。わが国のバブル期に見られた異常な株高には、法人が相互に株を持ち合う「安定株主工作」によって支えられていたからである。ちなみに、それがわが国の事業会社（非金融会社）が本業をそっちのけにして投機に耽った根拠のひとつでもあって、そのような持ち合い株についてはこれを売買目的有価証券から格別に区別するわけにもいかないように思われる。

§ 7 資本概念の変化と企業の再編

わが国の商法は、商業帳簿作成の規定の解釈に「公正ナル会計慣行ヲ斟酌」（32条②）することを明記し、その資本概念は商法上の決算（「確定決算」）を基礎にする税務（税法）会計にも重要な影響を与え、その資本と利益の区別は制度会計上の基礎として揺るぎなくなったように思われた。ところが、その区別は、僅か四半世紀後の平成13年6月の商法改正によって脆くも崩壊してしまった。その上、これまで債権者保護に必須と考えられていた利益準備金と資本取引の産物である資本準備金（つまり法定準備金）は資本金の4分の1あれば良いということになり、「資本準備金の取崩によって生ずる剰余金も資本金の取崩によって生ずる剰余金も配当財源とされてしまったため、払込資本の一部が商法290条の『利益』に含まれる余地が生まれ……、所定の手続を経た払込資本は商法上の利益の概念に含まれることにな（り）……、会計学上の利益の概念とも、経済学上の利潤の概念とも一致しない商法独特のもの」となってしまった³⁵。論者は言う。このように資本制度が変質してしまった以上、「商法209条などにおいて『利益の配当』という表現を用

32 「銀行は健全化するか」、日本経済新聞、2002年11月1日朝刊。

33 「新日鐵・住金・神鋼が資本提携」、読売新聞、11月15日朝刊。

34 大塚宗春編著『逐条解説・金融商品会計基準』、中央経済社、平成11年、79頁。

35 野口晃弘「商法改正と資本会計の再構築」『会計』、2002年11月号、17頁。

いるべきではなく、『会社財産の分配』あるいは『会社財産の払戻』というような誤解を招かない表現に改めるべきであろう」と（同上）。

思うにこれも株式会社の目的がもっぱら株主の利益の追求に置かれるようになったためであろうが、しかし、そうなるとますます株式会社は株価に翻弄され、社会的な責任などは後回しになってくる。そして'80年代のアメリカで流行したような借入金で株式を買い占め非公開とし会社を再構築して株価を上げ、その売却代金で返済し巨利を得るようなレバレッジド・バイアウト（LBO）的な展開も考えられてくる。LBOで買収された企業の再構築ではLBOでなければ生じなかつた巨額の利子負担が再構築費に加わるので、それだけ企業自体の資本的な基盤は希薄になるが、利子負担を「配当」に置き換えてみると、現在わが国でも急展開しているいわゆる企業再生ファンドによる買収にもこれに似た一面も考えられる。企業買収ファンドとは企業の立て直しを目的に投資家から資金を募るファンド（基金）のこと、出資や金融機関からの貸出債権購入等で企業を買収し「大幅なリストラを実施して企業価値を高め株式公開などで売却益を狙うのが一般的」で、米国には日本長期信用銀行（現・新生銀行）を買収したリップルウッドなど多くの買収ファンドが設立されているが、わが国でも証券系や独立系の買収ファンドが増えており、今後、「不良債権処理の加速や産業再生機構に伴って経営悪化企業の受け皿として企業再生ファンドの重要性が増すのは確実」とされ、これまで非上場の中小・ベンチャー企業に限られていた非課税の再生ファンド設立について経済産業省と法務・財務両省は大企業にも認めることにしたという³⁶。ちなみに、昨今の企業再編税制では、例えば分社型分割の場合、移転資産に譲渡益を計上しても適格分割であれば課税所得にならない商法独特の利益が追求され、債権者保護の理念は大きく後退している。株式会社の目的が主に投資家（株主）の期待に応えることに置かれるようになってきたからで、そこでは株価に響くような環境損傷を償うような債務（環境損傷引当金）などはあまり考慮されなくなってくるように思われる。

ところで、日銀は、今年（'02年）2月以来の超金融緩和政策を拡大し、10月30日には「金融機関が自由に使える手元資金の量を示す当座預金残高の目標を現在の10～15兆程度から15～20兆に引き上げ、当面は目標の中間程度をメドに資金を供給……、同時に長期国債の買入額を月1兆円から月1兆2千億円に増やす」と発表、10月1日時点では、「年度当初計画との修正率が全産業で横ばいで、年度を通じた単独ベースの投資額は前年度実績を4%下回った」という³⁷。ちなみに、内閣府が発表している設備投資動向を示す「投資財出荷指数（1995年100）は2001年11月現在87.5に落ち込み（14年ぶりの低水準）、超金融緩和政策の中にありながら企業の方は債務減らしに懸命な一方、わが国の多くの優良企業も対象となっている企業買収ファンドは急速に進出してきて

36 「再生ファンドに税優遇」、日本経済新聞、2003年1月12日朝刊。

37 「日銀が追加緩和」：「設備投資4%減」、日本経済新聞、2002年10月31日朝刊。

る³⁸。この点に関連して注目されるのは、年金基金などから運用を任せられている投資顧問会社に対し、金融庁がその投資対象を有価証券だけでなく「企業再生ファンドで運用することも認めた」³⁹ことである。企業再生ファンドは前述のように投資家から集めた資金で経営不振企業の株式を購入し、抜本的なリストラで経営を立て直した後、株式を転売して利益を得るのであるが、企業ファンドへの投資は通常、投資してから回収するまで5～8年かかり、元本が目減りするリスクがある代わりに利回りが高い。この点で「金融庁は、投資家保護のため、投資顧問会社にファンドの運用方針とリスクを判断できる人材と体制が整っていることを条件に認可する」（同上）という。ちなみに、経営者がLBOを行う場合をマネジメント・バイアウト（MBO）というが、投資顧問会社がこれに係わることも考えられ、経営の再構築ということであれば、わが国においても昨今のダブついてきた資金を背景にLBOに近い展開も考えられてくる。しかし、そうなると企業はますます株価に翻弄され、社会に対する責任も希薄になってくる。投資家といっても機関投資家（年金基金等）が中心であるが、彼らには投資先の企業を育てるような意識は乏しくもっぱら「利回り」だけを追求するであろうし、また、「年金資産運用基金（公的年金基金）」が147兆円もの資産で株価の買い支えに動き始めたわが国の場合、その目減りも懸念される点ではアメリカのOASDIのように、その運用を国債に限るような扱いも必要になってくるように思われる。

§ 8 確定決算基準主義の現代的意義

（a）実現主義の破綻と経済構造の不安定化

固定資産も「証券」化され、減価償却を待たずにその投下資本が「回収」（つまり「実現」）される仕組みの下では「未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない」（損益計算書原則・一・A）とする実現主義の原則は「廃棄」されざるを得ないように思われるが、その「廃棄」は、「割引現在価値」の思考によって導かれている。すなわち、「割引現在価値」思考の下では、まずはじめに、一定の期間後に取得し得ると確実視される一定量の利潤ないし利子、簡単にいって利益が見積もられ（る。そこで）、……その見積もられた利益を一定の期間後に所定の利益率で取得しようとすれば、現在、いかほどの元本、つまり資本が必要であるかと、将来の利益見積額からそれを取得するために必要な現在の資本額が逆算される」が、「現在価値あるいは割引現在価値」とは、「その逆算された資本額」に過ぎない⁴⁰。したがって、割引現在価値とは、歴史的原価とは逆に、「まずはじめに一定量の利益が存在する」（同上）ことになるので、そこでは実現主義の「廃棄」がその理論的な前提になってくる。ちなみに、割引現在価値の思考はいわば

38 「リストラ進展を睨んだ企業買収ファンド・来年1兆円規模に」、日本経済新聞、2002年10月24日朝刊。

39 「企業再生基金に年金資金」、日本経済新聞、2002年11月28日朝刊。

40 内川菊義「歴史的原価と割引現在価値」『会計』、2002年12月号、129頁。

あらゆるもの（＝万物）の証券（現金同等物）化といふいわゆる「ファイナンス型経済」の原点になっているが、そこで注目しておかなければならることは、その「証券」の譲渡利益は、「有形・無形の財つまり世界の富を増大させることによって得られる稼得利益とはまったく別」⁴¹ のものであるということである。株式について言えば、事業会社である株式会社の場合、現実に機能する株式資本（現実資本）は事業活動によって世界の富を増加させるが、株式の譲渡益では例えば「空売り」を行いその後に下落した株式を買い戻して借株を返済する場合の「差額」（譲渡益）などは取引相手の損失でしかなく、「世界の富」は少しも増大することにはならない。そこでは、「株主の一方の利益は株主の他方の損失となる、したがって、株式の売買譲渡全体、一般的にいって、擬制資本の運動総体においては、なんらの利益も、またなんらの損失も発生することにはならない」（同上）のである。ちなみに、その「擬制資本の運動」の頂点には外貨という貨幣の空売りもあって、「ファイナンス型経済」がそれを促し先進国と途上国の格差は広がってきてている。そこで会計理論は、これまで「未実現収益は認識しない」とする「実現主義」を用意してその「不安定さ」にも対処してきたように思われるのであるが、事業の用に供する固定資産までも証券にして「流動化」する「資産の証券化」は、その「不安定さ」に対処し得る実現主義の原則の根幹を揺さぶり始めたようである。そこでは、固定資産は「棚卸資産」化され、その使用で生産される製品が販売（実現）どころかまだ生産もされないうちにそれへの投下資本（固定資本）の回収が図られ、未実現収益が「実現」と見なされるからである。

こうして、株式会社は今日、実現主義の原則を放棄し、粉飾決算を追求できるような仕組みにますます組み込まれるようになってきており、このことが経済をきわめて不安定なものにしてしまっていると考えられる。とすれば、著しく様変わりしてしまったとは言え、少なくとも債権者保護の理念が捨て去られてはいない商法上の「確定した決算」を基礎にした法人所得の計算構造（確定決算基準主義）は、粉飾決算を抑制する基盤になるように思われ、経済の「安定」に大きく貢献するように思われる所以である。

（b）確定決算基準主義の意義

経営者を株主の代理人と見る’80年代のアメリカに登場したエイジエンシー理論の展開によって株式会社はますます株価に翻弄され、物的基礎（資本）は希薄化し（金庫株の解禁等）、資本取引と損益取引の区別は崩れ（減資差益の処分可能化等）、固定資産は「棚卸資産」化し、デリバティブの、とりわけその店頭市場の巨大化で商品経済の原則（実現主義）も会計理論からは姿を消しつつあるようで、デリバティブは、想定元本で見ると、取引所取引で13～14兆ドル、店頭市場の取引額は低く見積もっても2000年末で95.2兆ドル（米・株式市場の総額よりも大。）に達しそれは証券当局に規制されないどころか、監査もされないブラック・ホールになっている」（Partnoy教授

41 同上、133頁。

op.cit.・上院公聴会における証言）。そこでエンロンなどはそのようなデリバティブで利益を嵩上げしたのであったが、先物契約も、税法上の捕捉は「規制された先物契約」に限られている。すなわち、内国歳入法典第1256条は、時価評価（mark to market）される契約（1256条契約）の最初に「規制された先物契約」（regulated futures contracts）を挙げているが、この契約は、「商品先物取引委員会（Commodity Futures Trading Commission）によって契約時価（contract market）として指示された取引委員会の規則か、または財務省が決定し本条の目的遂行に適切なルールを有する取引所の規則で取引されるもの」に限られている（P.L.98-369, § 102(a)(2)）。したがって、相対取引のデリバティブはその対象から外れるから、ここでも課税所得は企業利益から大きく乖離してくる。とすれば、この点でも「会計改正法」で監査法人に禁じられたコンサルティング業務から「税務相談」が除かれた意味は大きく、監査法人が「税務相談」には応じるということになると企業にとってその税務対策はきわめて重要なものと考えられる。この点で、わが国の場合には、「内国法人がデリバティブ取引を行った場合において、当該デリバティブ取引のうち当該事業年度終了の時において決済されていないものがあるときは、その時において決済したものとみなして……益金の額または損金の額に算入する」（法法61条の5①）とする一般条項を設けているので税務対策の余地も相対的には少なくアメリカより進んでいるようではある。もっとも、投機的な外国為替取引等を行うヘッジ・ファンドなどは公的機関への登録も業界団体も統計もなく、その駆使するデリバティブの実態は容易には掴みにくいから、彼らに依存した投資の「時価評価」には自ずから限界もある。しかし、世界の貿易額の100倍にも達するカネの流れ（外国為替取引等）に反映する投機は世界経済の脅威であるから、この点では、「1997年6月までは40年間順調に成長を遂げてきた東アジア諸国における通貨が売りを浴びせられ、マレーシャ・リンギットの対米レートなどは60%も下落しその国民生活が大変な痛手を被った」⁴² とされたような事態を抑制し得るであろう外国為替取引税（「トービン・タックス」）⁴³ の創設がやはり重要になってくる。ちなみに、金融取引を中心に豊かになったとされるアメリカの'90年代の繁栄も、FRBによると、住宅やカードローンの膨張で家計の債務残高は今や年間可処分所得（500万円）の22年分（1億1千万円）の債務という「借金漬けの家計」で支えられていたことも大きな問題を提起している⁴⁴。もっともアメリカの場合には、老齢社会保障年金（OASDI）の基金は財務省証券（国債）しか購入できずその点で庶民の公的年金は保護されているが、わが国の場合には、近年、公的年金基金が株価維持の役割を担うようになってきており、今日のように株価が急落してような状況では、そのことによる基金の「目減り」も急速に進むように思われる。また、このような「目減り」は、公的年金を補完する企業年金基金でも深刻で、会計理論を「時価会計」に一変させた契機でもあ

42 マハティール・ビン・モハマド「わが国の経済を破壊し、国民生活をどん底に陥れたのは『市場』という名の投機マネーであった」『'99年・日本の論点』、文藝春秋、1998年、50~57頁。

43 伊東光晴「『経済政策』はこれでよいか」、岩波書店、1999年、53頁以降。

44 「米景気・揺らぐ回復シナリオ、『消費頼み』限界近づく」、日本経済新聞、2002年7月24日朝刊。

った年金会計は、巨額の退職給付債務の出現で「確定給付型」年金の「確定拠出型（401 k）」年金への移行を促し、年金会計が意図した退職給付の確保は大きく後退しつつある。ちなみに、確定給付型は維持していてもその給付額は著しく減額されつつあり、最近ではトップ企業でも退職年金の削減が相次ぎ、東京三菱銀行は退職年金を「来年（2003年）4月1日以降に退職する行員を対象に最大2割引き下げる」⁴⁵、UFJ銀行も「（2002年11月）21日、退職年金を最大40%削減した」という⁴⁶。大手行もまた非常事態を迎えているからであろう。しかし、平成12年度末の数字ではあるが三井住友銀行（旧住友銀行→連結）の場合、余裕資金を運用する「買現先」（売戻条件付きの買い）は2兆9,053億円、金利や通貨の価格、証券市場の相場等にかかる短期的な変動、市場間の格差を利用して利益を得る「特定取引目的」による「特定目的資産」は1兆9,134億円、特定取引（トレーディング取引）に含まれるデリバティブ取引の契約額は、金利先物が取引所取引で買建2兆9,935億円、店頭取引では金利先渡契約が売建だけで4兆4,598億円、店頭取引となると金利スワップだけで123兆1,314億円（但しその時価は△59億円）に及び⁴⁷、企業に対する融資額の方がBIS基準を満たすためには縮小せざるを得ないことときわめて対照的である。たしかに我が国の金融機関を健全化しなければことは至上命令であり、その不良債権が早急に処理されなければならぬことも当然のことではあるが、しかし、いわゆるセーフティ・ネットがかなり綻び、昨今の戦後最大で最長の不況の克服が容易ではない今日、その「不良債権」については、国民の有効需要を喚起によって解消を図ることしかないように思われる。この点で、もし税制改革が仮に証券・金融取引やデリバティブに偏ったもになってきてしまうと再び「投機」の蔓延にも道を開き、あらゆるもの（「万物」）を金融商品（＝「現金同等物」）化するマネー・ゲームに傾斜して例えばエンロンが投資家を偽ったような「粉飾決算」も促され、「モノ作り」経済の基盤はさらに揺さぶられざるを得ないように思われる。

この点で、企業利益への課税を建前とする法人税の課税所得の計算が、公表利益よりも少なく申告できるようになっている仕組みは、少なくとも国民の常識からはかけ離れている。したがって、財務会計上の利益を実際よりも多く計上することで投資家を集めよう会計政策には、会計帳簿（確定決算）上の利益を基礎とする内国歳入法典第446条の考えが改めて想起されてよく、この点では、連邦議会下院歳入委員会の民主党税制顧問のJohn Buckleyが「会計帳簿上の利益と課税所得がもっと一致していたらエンロン事件は恐らく起こらなかつたであろう」⁴⁸とした指摘はきわめて重要である。けだし、「アメリカの現在の会計制度は、会計帳簿上の利益を粉飾し、課税所得を減じる誘因をもつ」（同上→University of Virginia law professor George Yin）ようになってきてしまっているからである。

45 「退職年金・東京三菱、最大2割減、大手銀行で初、来春から」、日本経済新聞、2002年11月20日朝刊。

46 「退職年金4割削減、UFJ」、読売新聞、2002年11月22日朝刊。

47 三井住友銀行（旧住友銀行）平成13年3月期「決算短信（連結）」、平成13年5月24日。

48 Ira Carnahan & Janet Novak, Two Birds, One Stone, Forbes, Mar.4, 2002, p.40.

すなわち、「アメリカにおける税務会計と企業会計の差異で最も注目されるのがストック・オプションで、企業は帳簿利益は減じることなしに課税所得を減少することができるからである」（同上）。けだし、ストック・オプションを適正価額で費用化する財務会計基準第123号は強制的には適用されずAPB Opinion 25号（1972年）に基づく本源的価値（株式の市場価格と行使価格の差額）をベースにコストを測定する「本源的価値法」が代替的に認められるため、「企業はあえて本源的価値が生じないようなオプションを付与することにより、会計上認識することを回避」⁴⁹してきた処理が依然として続いているからであろう。ちなみに、特定の業績達成等の条件が満たされて受給資格が確定する業績ベース・ストック・オプションとは違い、所定の勤続年数を経れば受給資格が確定する殆どの固定ストック・オプションの場合には、市場価格が行使価格を超過していれば費用は認識されない。そのため、ストック・オプションの行使価格をその付与日の当該株式の市場価格と同一に設定するので付与日の本源的価値がゼロとなり、そのストック・オプション自体は価値があっても費用とされない⁵⁰。一方、「米国連邦税上の損金控除額は、通常、特定日における株式の市場価額と従業員等が負担する額（行使価格）の差額」とされるが、財務会計上の費用計上額と法人税法上の損金控除額とは「絶対額ベースで異なるだけでなく、費用の計上と損金控除のタイミングも異なっている」⁵¹。そこで、「税務申告書上のストック・オプション等の控除額が財務諸表上認識された費用累積額を超過する場合には、当該超過額から生じる税ペネフィットは資本剰余金として処理」（同上）するがその超過額は巨額になっているということであろう。

ちなみに、アメリカの企業や会計士達は、ストック・オプション以外にも夥しい両者の違いを開発しており、「ストック・オプション効果が除かれた時でさえ証券取引委員会へ報告するヨリ大きな利益（帳簿利益）と内国歳入庁へ報告する利益（課税所得）との違いは1990年代に劇的に拡大している」⁵²。エンロンの場合、毎月利益を分配する優先株式（Monthly Income Preferred Shares→MIPS）を使用した先駆者でもあって、この証券は、税務目的では控除できる債務として計上されるが会計帳簿上は優先株と見なされている（Loc.cit.）。MIPSとは「租税回避地に位置する子会社が（親会社の資産を担保に）発行する優先株のことで、その子会社は、調達したマネーを親会社に融資する（relend）」⁵³。その担保となる資産の使途は限定されており、「親会社に何が起ころうと親会社が倒産しようと、MIPSにはその子会社が健全な限り毎月利子（monthly interest）が支払われる」⁵⁴。エンロンの連結財務諸表においてはMIPSは貸借対照表では負債の部と株主持

49 竹口圭輔「ストック・オプション会計の理論構造精緻化プロセス」『企業会計』、2000年8月号、87頁。

50 間島進吾「FASB新基準と米国実務について」（特集・ストック・オプションの会計・監査・税務）『JICPAジャーナル』、1996年4月号、28頁。

51 同上、33頁。

52 Carnahan & Novak, op.cit., quoting "A Study by Gil B. Manzon Jr.of Boston College & MIT's George Plesko".

53 <http://www.bloomberg.com/money/tool/bfglosm.htm>

54 <http://www.Bloomberg Personal Finance: Steven Lord, Welcom Income: Bond and dividend-paying stocks ward off the stocks of unstable market, p.25.>

分の間にCompany-Obligated Preferred Securities of Subsidiariesという勘定科目で1999年に10億ドル、2000年に9億400万ドル計上、損益計算書では利子と所得税支出の間にDividends on Company-Obligated Preferred Securities of Subsidiarieを1999年7,600万ドル、2000年7,700万ドル計上して純利益(net income)を算定、その額から優先株への配当を控除した残額を普通株に対する利益(earnings)としている⁵⁵。Forbes誌はまた同所で、連結の制度も、欠損金を有する子会社を企業会計では切り離しながら税務では連結することがさかんな領域であるとしているが、この点については既に特別目的会社の利用などにその一端が反映していることを見たところであって、エンロンの場合で言えばその子会社へのダーク・ファイバーの譲渡において計上されたその譲渡益の扱いなどもその一環であった。

ところで、アメリカの帳簿利益と課税所得の乖離は、1986年の税制改革で両者の差額{財務会計上の税引前利益-(通常の課税所得+税上の優遇項目)}の半額に対しさらに課税するといいういわゆる代替ミニマム税(AMT)⁵⁶の制度が実施されたのであったが、この制度もその複雑さや効果などから1989年には廃止されてしまっている。しかし、1990年代企業利益と課税所得の差異は再び拡大し、その差異の拡大は遂に今日の「会計不信」を招くようになり、Forbes誌の前記論攷の「 Forbes・日本版」は、その副題を「会計の二重構造が諸悪の根元」⁵⁷として両者のギャップを埋めることが会計の透明性を高めるとする多くの議論を紹介している。もっとも、確定決算基準主義の下でも粉飾決算は無くなるわけではなく、最近でも例えばわが国の運送業大手・フットワークエクスプレスに見られたところであるが、しかし相対的にはその抑制効果はかなり大きいように思われる。法人税が利益に課される租税である限り、「利益」を課税の対象から除くというわけにはいかないであろうからである。

そこで、その「会計の二重構造」を支える「税法上の利益は企業会計上の利益とは異なる」とする議論が展開されるのであるが、しかし、MIPSのような場合、投資家の投資額は親会社の資本として機能するのであるから、それに対する支払いが会計上は利益処分でも税法上は費用(損金)となるというようなことには説得性は乏しいであろう。その投資額が直接に親会社ではなく子会社であるに過ぎないからである。ちなみに、企業利益の概念が株主と債権者、或いは投資家と税務当局(=国民一般)とでは異なるとする議論にも説得性は考えられない。投資家にとっても、企業利益を課税所得から切り離す方向が粉飾決算を拡大させてきていたという事態に気付くとすれば企業利益の課税所得からの乖離を必ずしも喜ぶとは思われず、むしろ危険な兆候と考える議論もあり得るように思われるからである。とすれば、両者の乖離を抑制することこそが「会計不信」を抑制し、資本市場も安定させ、社会の安定に寄与するように思われる。Forbes誌の前

55 Enron's 2000 Annual Report, pp.31~33. Also see ibid., p.43.

56 須田徹『アメリカの税法』、中央経済社、昭和62年、144頁。白須信弘『アメリカ法人税法詳解(第三版)』、中央経済社、昭和63年、371頁等。

57 「悪いのはエンロンだけじゃない」『 Forbes・日本版』、2002年7月号、102頁。

会計不信と確定決算基準主義（浦野）

記・論攷が引用しているノース・カロライナ大学の会計学担当教授 Edward Maydew が言うように、「企業会計と税務会計を一致させるようになることが課税逃れに狂奔しながら会計上の利益を水増しするような企業を少なくすることになる」ことは間違ひのないところであろうからである。

[付記]

本稿は、2002年12月10日、中部経済連合会の「第5回 税制・財政専門委員会（委員長・平松修（株）百五銀行取締役名古屋支社長）」で報告した「税と会計の乖離」に若干加筆したものである。